

気になる部分を抜粋！

■ 休暇制度

□ 年次休暇

- ✓ 4月に付与(20日)
- ✓ 入所直後から取得可能
- ✓ 翌年度に繰越可能(最大20日繰越、年間40日使用可能)

□ その他の休暇

- ✓ 結婚休暇
- ✓ 家族看護休暇
- ✓ 介護休暇
- ✓ 育児参加休暇
- ✓ 忌引き
- ✓ 療養休暇 ほか

□ 育児休業

□ 夏季休暇

- ✓ 7月に付与(6日程度)
(7月から9月までの間に取得)

■ 手当

通勤手当

■ 支給対象 通勤距離2km以上

【公共交通機関】 電車・バス代を規程により支給

【自家用車】 距離に応じて支給

例:2km~5kmは2,000円/月

- ✓ 近隣の駐車場は各自で確保
- ✓ 通勤手当額を超えるガソリン代・駐車場代は自己負担

扶養手当

■ 支給対象、支給額

範囲	令和7年度	令和8年度～
16歳までの子	11,500円/月	13,000円/月
16歳～22歳の子	16,500円/月	18,000円/月
60歳以上の父母等	6,500円/月	6,500円/月
配偶者	3,000円/月	—

※ 要件等の詳細は入所時に説明

住居手当

■ 支給額上限 28,000円/月

(職員本人がアパートを借りている場合、家賃の一部を補助)

【計算方法】

- 家賃月額 27,000円以下
家賃月額-16,000=支給額
- 家賃月額 27,000円超
(家賃月額-27,000)×1/2+11,000=支給額
- ✓ 家賃月額61,000円以上で
住居手当の上限(28,000円/月)に到達
- ✓ フリーレント期間・共益費は対象外

その他の主な手当

■ 地域手当

給料月額×8%(令和7年度のみ9%)

指定された地域ごとに地域の物価差を補填するための手当で、日立市で勤務することで支給される。

■ 時間外勤務手当

■ 休日勤務手当

■ 期末・勤勉手当

6月、12月に支給